

郡山市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領

平成9年4月1日制定

平成12年4月1日一部改正

平成16年4月1日一部改正

平成17年3月31日一部改正

平成22年8月26日一部改正

平成26年10月1日一部改正

平成27年10月21日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年9月21日一部改正

平成31年3月20日一部改正

令和元年11月1日一部改正

令和2年3月31日一部改正

令和2年5月11日一部改正

令和5年4月1日一部改正

[こども部こども家庭支援課]

(趣旨)

第1条 この要領は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）、郡山市臨時児童扶養等資金の貸付けに係る償還の免除に関する条例（令和元年条例第28号（以下「条例」という。）、郡山市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（平成9年規則第31号。以下「規則」という。）、郡山市財務規則（昭和40年規則第48号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(申請に係る添付書類)

第2条 規則第2条第1項、第2条の2第1項及び第3条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で、各種資金に共通な添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し（発行後3月以内のもの）
- (2) 法第6条第1項第2号、第2項第2号（生死不明）又は法第6条第1項第3号、第2項第3号（遺棄）の場合は、母子・父子・寡婦世帯証明書（第1号様式）（児童扶養手当証書の写しに代えることができる）
- (3) 法第6条第1項第4号及び第2項第4号（海外居住）の場合は、海外に居住していることを証明できる機関の長の証明
- (4) 法第6条第1項第5号及び第2項第5号（心身障害）の場合は、医師の診断書（第2号様式）
- (5) 政令第1条第1号及び第1条の2第1号（長期拘禁）の場合は、施設長の証明
- (6) 政令第1条第2号（未婚の母）及び第1条の2第2号（未婚の父）の場合は、(2)に同じ
- (7) 内縁関係にあった者は、(2)に同じ

- (8) 法第32条第3項及び法附則第6条に規定する寡婦及び寡婦を除く40才以上の配偶者のない女子で、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童を扶養してない者は、母子・父子・寡婦世帯証明書（第1号様式）
 - (9) 法第32条第3項及び法附則第6条に規定する寡婦及び寡婦を除く40才以上の配偶者のない女子で、民法第877条の規定により現に扶養する子のない者は、市長の発行する所得証明書
 - (10) 法附則第3条第1項（父母のない児童）の場合は、法定代理人の同意書（第3号様式）
 - (11) 母子父子・福祉団体の場合は、規則第2条第2項に掲げる書類
- 2 各種資金別添付書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業開始資金

- ア 事業計画書（事業費用の詳細な使途明細及び見積書又はカタログ等）
- イ 官公署の許可又は認可を必要とする事業については、その許可書又は認可書（申請中の場合はそれを受けた官公署が発行する申請書を受理したことを証する書類）の写し

(2) 事業継続資金

事業状況調書

(3) 修学資金

- ア 在学証明書又は入学許可書若しくは合格通知書の写し（入学許可書若しくは合格通知書の写しをもって貸付けを決定した場合は、入学後すみやかに在学証明書を提出させること）
- イ 児童扶養手当等を受けられなくなったことを証する書類（政令第7条第3号、第31条の5第3号又は第5号、第31条の5第5号に規定された特例加算の場合）
- ウ 大学、短期大学、専修学校（専門課程）若しくは高等専門学校（4年次、5年次）（以下「大学等」という。）又は大学院に修学するための修学資金については、使途見積書（様式は任意、申請者が作成したもの）
- エ 大学等又は大学院で修学して、大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）の認定を既に受けている者は、認定通知の写し

(4) 技能習得資金

- ア 在学若しくは在籍証明書又は知識技能習得のための施設の長発行の在籍証明書の写し
- イ 自動車運転免許の場合は、入校後速やかに自動車教習所在校（所）証明書の写し

(5) 修業資金

- ア (4)のアに準ずる証明書
- イ (3)のイに準ずる証明書

(6) 就職支度資金

- ア 採用決定通知書又は見込書の写し
- イ 自動車購入見積書又は契約書の写し（自動車購入の場合）

(7) 医療介護資金

- ア 病名、受療期間及び医療費の概算額を記載した診断書（第2号様式）
- イ 申請時以前に受けた医療（6月以内とする）について貸付けを受ける場合には、医療機関からの医療費の請求書及び当該医療機関を明らかにする医療機関の証明書

(8) 生活資金

- ア 技能を習得している期間中貸付けを受ける場合には、(4)のアに準ずる。

- イ 医療介護資金と併せて貸付けを受ける場合には、(7)のアに準ずる。
- ウ 配偶者のない女子又は配偶者のない男子となって7年未満の母子又は父子に対する貸付けの場合、生活の安定・維持の見通しを示した申立書
- エ 児童扶養手当受給相当まで収入が減少した母子家庭の母又は父子家庭の父に対する貸付の場合、収入見込額の申立書（第2号様式の2）及び家計急変の前後における養育費、給与明細、帳簿、通帳等の収入額を明らかにする書類

(9) 住宅資金

- ア 住宅の建設、購入、増改築、補修に係る見積書又は住宅用地、借地権の取得に係る契約書の写し並びに平面図（当該箇所を赤で示すこと）
- イ 当該家屋、住宅用地の所有状況又は借地権の状況を明らかにする書類

(10) 転宅資金

- 住宅の賃貸借契約書又は住宅使用承認書の写し

(11) 就学支度資金

- ア 入学許可書又は合格通知書の写し（大学等又は大学院に入学するための受験料の貸付けの場合は除く。）
- イ 使途見積書（様式は任意、申請者が作成したもの）
- ウ 大学等又は大学院に入学するための受験料の貸付けの場合は、受験する学校、学部、受験料のわかる資料の写し

(12) 結婚資金

- 結婚することを証する書類

(13) 臨時児童扶養等資金

- 児童扶養手当証書
（貸付けの調査）

第3条 市長は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書及び添付書類が完備したときは、下記事項に留意し速やかに申請内容について実態調査を実施すること。

- (1) 貸付けを受けようとする理由の適正
- (2) 申請書での資金の種類及び金額並びにその使途の適正
- (3) 事業計画の適正
- (4) 償還金の財源の適正
- (5) 他の借入金の状況
- (6) 家族の状況
- (7) 連帯保証人について
 - ア 原則として申請者と同一市内に居住し、かつ独立の生計を営んでいるか。
 - イ 保証能力の有無
 - ウ 収入（月額）の正確性
 - エ 償還完了までに70才を越えない者であるか
- (8) 事業開始、事業継続、就職支度、医療介護、住宅、転宅、就学支度、結婚及び臨時児童扶養等資金（以下「一時資金」という。）の場合は資金の種類、申込金額、償還方法及び償還計画の適正
 - ア 償還期限が10年以上の者は10年を超えない範囲内にし、また1回の償還金が2,000円を

下回らないよう指導すること。

(9) 修学、修業、技能習得及び生活資金（以下「継続資金」という。）の申込金額及び貸付期間については、次の点に留意すること。

ア 修学資金

- (ア) 学校は学校教育法第1条又は同法第124条の規定による学校であるか。
- (イ) 高校については、全日制か定時制かによる修学期間の確認と貸付金額及び貸付期間。
- (ウ) 大学については、学部別による修学期間の確認と貸付金額及び貸付期間。
- (エ) 専修学校については、専修学校の高等課程又は専門課程を履修する児童であって「独立行政法人日本学生支援機構法施行令第2条第1項の表備考第5号」に規定する課程を履修するかどうかによる貸付金額及び貸付期間。

イ 修学資金以外の継続資金

- (ア) 知識技能を習得する者及び医療を受ける者の期間の確認と貸付金額及び貸付期間。
 - (イ) 修業資金は厚生労働大臣の定める施設（無利子の貸付け）であるかどうか。
 - (ウ) 自動車教習所は県公安委員会の指定を受けているか。
- (10) 父母のない児童の場合は法定代理人の同意及び父母のない児童が申請者となっているか
- (11) 寡婦福祉資金における修学、修業、就学支度、結婚資金の場合は、寡婦が現にその子を扶養しているか。
- (12) 就学支度資金又は修学資金の貸付けを受けて大学等又は大学院に入学し又は修学する者について、新制度の申請予定、申請の有無を確認したか。

（貸付審査基準）

第4条 規則第4条の規定による貸付決定の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画の大きいものについて

事業の開始、継続又は住宅の新築、増改築の計画で多額の一時資金を要する場合であって、貸付限度額を超えるときは、事業計画を貸付限度額の3倍程度に縮小するようにし、事業計画を変更しないものについては、貸付けの対象外として取り扱うこととする。

また、事業開始資金で相当程度規模の大きな事業については、原則として当該事業の必要経費総額の概ね50パーセント以上の自己資金を用意したのに対し貸付を行うことが望ましい。

(2) 虚偽の申請について

申請内容に虚偽があると認められるときは原則として貸付けは行わないこととする。

(3) 目的外流用について

資金が目的外に流用されるおそれがある場合は当該貸付けの対象外であり、既に事業を開始し、又は継続中に生じた借財の返済についても貸付けの対象外として取り扱うこととする。

(4) 償還の意志及び能力について

本貸付制度は、福祉対策の一環としての事業ではあるが、その法律的行為はあくまで民法上の金銭の貸借関係にあるため借受人、連帯借受人並びに連帯保証人についても償還義務を負うものであるから償還の意志及び能力がないと認められるものについては貸付けの対象外として取り扱うこととする。

(5) 他の借入金の償還不良者又は租税滞納者について

他の借入金の償還を滞納しているものは本資金についても滞納が予想され、また他の借財の返済に流用されるおそれがあり、或いは租税滞納者で強制執行を受けた場合、事業の基盤が不安定

になるおそれがあるので、これらについては本貸付制度の円滑な運用及び債権の保全が損なわれる等の支障が予想されるので貸付けにあたっては慎重を期すとともに、償還が可能と判断されるものについて貸付対象として取り扱うこととする。

(6) 再貸付け及び重複貸付けについて

ア 同種の資金で再貸付けが可能な場合

(ア) 災害その他やむを得ない事情にあると認められるとき。

(イ) 自立更生を促進するために特に必要と認められる場合であって既に貸し付けられた貸付金の償還未済額とさらに貸付けを受けようとする金額との合計額が、当該資金の貸付限度額の範囲内であるとき。

イ 他の資金との重複貸付けが可能な場合

(ア) 生活資金と医療介護資金又は技能習得資金

(イ) 母親又は父親のための資金と児童のための資金

(ウ) 就学支度資金と修学資金又は修業資金

(エ) 住宅資金と他の資金（転宅資金を除く。）

ウ 事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金等の一時資金の貸付けを受けた者が、重ねて高額な一時資金の貸付申請をした場合は貸付けることによりかえって償還の負担が大きくなると考えられるので前回の貸付金の償還が完了するまでは、原則として貸付けしないこと。ただし、前回貸付分の償還が順調で貸付けの実効が認められ、かつ次回貸付けについてもその効果が、期待できる場合であって前回貸付額の80パーセント以上の償還を完了した者についてはこの限りでないものとする。

(7) 生活保護法との関係について

ア 生活保護法による被保護者に対する貸付けについては生活保護担当者及び担当民生児童委員と十分に検討しながら、その世帯の状況から貸付けを行うことがその者の自立更生に効果的であると認められる場合に限り本貸付制度の貸付けを行うこととする。

イ 生活保護法による被保護者が貸付申請の内容と同じ扶助を受けることができる場合は、原則として貸付けは行わないこととする。

ただし、その扶助額と貸付申請額との差額が大きく、扶助額のみでは事業計画が遂行できないと認めるときは、貸付限度額の範囲内において、その不足額を貸し付けることはできることとする。

(8) 償還期限について

修学資金、就学支度資金の償還期限については、政令第8条第1項、第31条の6第1項及び第37条第1項の規定により「据置期間経過後20年以内」とされているが、本貸付制度の効率的な運用と債権保全の見地から実際の貸付けにあたっては「据置期間経過後10年以内」として取り扱うこととする。

(9) 償還方法について

貸付金の償還については、政令第8条第2項、第31条の6第2項及び第37条第2項の規定により、年賦、半年賦、月賦の方法によるものであるが、1回当たりの償還金が1,000円を下回るときは償還期間を短縮させるか、償還方法を月賦から半年賦又は年賦に変更するよう申請者に指導することとする。

2 各種資金の取扱いについて

(1) 事業開始資金及び事業継続資金

ア 次に掲げる申請内容の場合は貸付対象外として取り扱うこととする。

- (ア) 申請者が事業経営の主体でないと認められるとき。
- (イ) 事業計画が粗雑であり不相当と認められるとき。
- (ウ) 立地条件が不相当と認められるとき。
- (エ) 許認可を必要とする事業の場合、当該許認可を受ける見通しがなく不法営業のおそれがあると認められるとき。
- (オ) 投機的事業と認められるとき。
- (カ) 申請者が主力の事業であって経営上、技術・経験・資格又は経験を要するものであるにもかかわらず申請者がその技術・経験・資格を有しないとき。
- (キ) 事業計画がその扶養する児童の健全育成上有害と認められるとき。
- (ク) 環境衛生上有害と認められるとき。
- (ケ) 事業継続中の運転資金であって、買掛金の決裁にあてると認められるとき。

イ 次に掲げる申請内容の場合は事業開始資金として取扱っても差し支えないものとする。

- (ア) 自営業者が多角経営の目的をもって新規の分野の事業を営むとき。
- (イ) 内職から本業に転換するとき。
- (ウ) 行商から店舗販売に転換するとき。
- (エ) 委託を受けて経営している者が自営業に転換するとき。
- (オ) 災害等により事業場又は商品等の大部分が罹災したとき。

ウ 次に掲げる申請内容の場合は事業継続資金として取扱っても差し支えないものとする。

- (ア) 貸間業から下宿業に転換するとき。
- (イ) 商業において、他の品目とあわせて販売するための仕入資金。
- (ウ) 事業を拡張するとき。

(2) 修学資金、技能習得資金及び修業資金

ア 次に掲げる申請内容の場合は貸付対象外として取り扱うこととする。

- (ア) 修学資金については独立行政法人日本学生支援機構法の貸与型奨学金及びこれに類する貸付けと重複していると認められるとき。ただし、必要と認められる場合には、独立行政法人日本学生支援機構法の貸与型奨学金及びこれに類する貸付けと母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の貸付限度額の差額を限度として貸し付けることができるものとする。
- (イ) 小遣銭に利用する目的であると認められるとき。
- (ウ) 大学、各種学校等を卒業後、実地訓練を行っているとき。
- (エ) 趣味等により知識・技能の習得を希望すると認められるとき。
- (オ) 予備校に就学すると認められるとき。

イ 修学資金については、学校教育法第54条及び同法第84条に規定する通信教育を受けている者についても貸付けることができるものとする。

ウ 大学等又は大学院に修学するための修学資金貸付けの対象となる経費は、次に掲げる申請内容の場合とする。

- (ア) 授業料
- (イ) 授業料以外の学校納付金（施設整備費、実習費等）
- (ウ) 修学費（交通費、教科書代、参考図書代、実習材料費等）

- (エ) 課外活動費（部活動費、サークル活動費、その他正課教育費以外の経費等）
- (オ) 自宅外通学において係る経費（食費、住居費、光熱水費等）
- (カ) 保健衛生費（診療代、薬代）
- (キ) その他学生生活を送る上で必要と認められる経費

エ 修業資金における自動車運転免許の取得に係る貸付けについては高校3年に在学しており就職が確実な児童についても貸付けができるものとする。

オ 現在なんらかの職業に就いており収入を得ている者であっても、その収入が少額又は不安定なため、より適当な就職口を得るための専門的知識及び技能の習得を希望するときは技能習得資金又は修業資金として貸付けができるものとする。

(3) 就職支度資金

ア 次に掲げる申請内容の場合は貸付対象外として取り扱うこととする。

- (ア) 定期券の購入等就職後も継続して使用するものと認められるとき。
- (イ) 通勤用に必要とは認められない自動車の購入
- (ウ) 転勤するために要する費用
- (エ) 寡婦が扶養する子に対する費用

イ 自宅外通勤であって、寝具類が宿舎に備えていないため寝具類が必要と認められるときは貸付けができるものとする。

ウ 長期の入院等によりあらためて支度が必要と認められるときは貸付け出来るものとする。

(4) 医療介護資金

ア 次に掲げる申請内容の場合は貸付対象外として取り扱うこととする。

- (ア) 見舞客の接待等にあてる費用と認められるとき。
- (イ) 療養期間が1年を超えると認められるとき。

イ 医療費の範囲は健康保険法等の給付の例によるものとする。

ウ 特別貸付は、所得税非課税世帯又はこれと同程度と認められる経済状態の者に限る。

エ 健康保健法等による医療費の自己負担分につき他制度による補填が行われる場合は、その補填後の自己負担額を貸付対象額とすること。

(5) 生活資金

ア 生活資金と医療介護資金との複合貸付の場合は、医療介護資金と併せて貸付けるものであり、また単独で申請があったときは、配偶者のない女子又は配偶者のない男子となって7年未満の母子又は父子若しくは技能習得期間中であること、又は失業中であり離職して1年を超えない期間であること。

イ 医療介護資金の貸付けを貸付申請以前において受けた医療について受ける場合にはその医療期間中に係る生活資金の貸付けはできないものであること。

ウ 母子・父子福祉資金にあつては、医療介護資金と併せてこの資金の貸付けを受けることができるのは配偶者のない女子又は配偶者のない男子が医療を受けている場合に限られ、その者の扶養する児童が医療を受けている場合は貸付対象とならない。

エ 家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで収入が減少した母子家庭の母又は父子家庭の父に対する貸付の場合

- (ア) 申請者は、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当等を受給していない者であること。
- (イ) 申請者の貸付申請月の前月の収入に12を乗じて得た額が、扶養親族又は児童がいる場合

については、365万円以内とし、扶養親族又は児童が1人増える毎に、365万円に47.5万円を加算して算出した額以内であること（所得税法に規定する老人扶養親族1人につき10万円を、児童扶養手当法施行令第2条の4第1項に規定する特定扶養親族等1人につき15万円をその額に加算して算出する。）。

(ウ) 貸付限度額は、児童扶養手当に準拠した額（全部支給の額）の範囲内であること。

(エ) 貸付期間は原則3か月の範囲内とし、貸付期間経過時点でも市長が引き続き貸付けを行うことが適当と認める場合は、貸付期間を更に3か月の範囲内で延長することができる。

なお、貸付期間は最長1年まで延長可能とするが、一度に延長できる期間は3か月の範囲内とし、延長を行う前に、(ア)及び(イ)に合致しているかを調査すること。

(6) 住宅資金

ア 次に掲げる申請内容の場合は貸付対象外として取り扱うこととする。

(ア) 現在の住居で十分世帯員の居住が可能な状態にありながら不必要な増築と認められるとき。

(イ) 遺産相続等による共有の場合であって今後引き続いて居住すると認められないとき。

(ウ) 事業完了後の償還計画が綿密でなく、かつ確実な償還財源があると認められないとき

イ 申請者の居住する家屋の一部を営業用として使用している場合であって営業用の部分を含めて当該家屋の補修をしなければ申請者の居住そのものが不可能となるおそれがあるときは貸付できるものとする。

(7) 転宅資金

転居後の居住地が不安定になると認められるときは貸付対象外として取扱うこととする。

(8) 就学支度資金

ア 定期券の購入等は貸付対象外として取扱うこととする。

イ 自宅外通学であって寝具類が宿舎に備えられていないため寝具類が必要と認められるときは貸付けできるものとする。

ウ 小中学校に入学する場合は、入学する児童を扶養している配偶者のない女子又は配偶者のない男子が所得税非課税世帯、又は入学時における経済状況がこれと同程度と認められる場合に限られることとする。

エ 私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する場合の貸付限度額が、国公立に入学する場合より高くなっているが、これは入学時に納付するために必要な資金を加算して貸付けるものであり公立と私立を併願し滑り止めのために利用することはできない。

従って、私立校へ入学することが確実な者へ貸付けることとする。

オ 大学等又は大学院に入学するための就学支度資金貸付けの対象となる経費は、次の費用とする。

(ア) 受験料

(イ) 被服費等

(9) 大学等又は大学院の学費等の就学支度資金、修学資金の貸付事務

ア 受験料

(ア) 可能な限り学校の受験料の納付期限に間に合うよう貸付申請書の受理、審査、貸付の決定及び貸付金の交付を実施できるものとする。なお、学校の納付期限については受験案内等で確認すること。また、複数の受験料を納付する場合においては、まとめて1つの貸付

とする。受験料の貸付は、同じ学校種別につき1度とする。

- (イ) 受験料の貸付対象となった子が、貸付により受験をした学校へ進学しない場合は、貸付を行った年度末の翌日から据え置き期間を6か月以内、償還期限を据え置き期間経過後5年として貸付金を償還するよう取り扱う。

イ 就学支度資金の再貸付について

就学支度資金の貸付けについて受験料の貸付の決定後、さらに被服費等の貸付を受けようとするときは、第4条第6号ア(イ)に規定する再貸付けが可能とする。

(10) 新制度の対象となる者の貸付けについて

ア 就学支度資金の貸付限度額

所定の限度額から入学金の減免の額に相当する額を控除した額を限度として貸付けを行うこと。ただし、減免の申請を行っている場合であっても減免の決定前に一度入学金の納入を求められ、その後減免が決定した際に還付される取扱いが行われる場合には、入学金の納入に当たって必要な額の貸付金の貸付けを行うことができる。

イ 修学資金の貸付限度額

所定の限度額から授業料減免又は給付型奨学金の額に相当する額を控除した額を限度として貸付けを行うこと。ただし、減免又は給付型奨学金の申請を行っている場合であっても、減免等の決定前に一度授業料の納入を求められ、その後減免又は給付型奨学金の支給が決定した際に納入額が還付され、又は過月分が支給される場合には、授業料の納入に当たって必要な額の貸付金の貸付けを行うことができる。

ウ 就学支度資金及び修学資金貸付け後の授業料等の減免額等に相当する額の償還

(ア) 新制度による支援を受けた場合の償還期限

政令第8条第4項、第31条第4項及び第37条第4項に規定されている、就学支度資金及び修学資金貸付けた後、新制度による支援が決定し、授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合には、貸付けた額のうち、新制度による授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額に相当する額（以下「新制度による給付相当額」という。）についての償還を、それぞれの給付を受けた日から6ヶ月以内に行うものとする。

(イ) 貸付金の貸付限度額の見直し

新制度による支援が決定した場合には、所定の限度額から新制度による授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を控除した額（以下、「新制度調整後限度額」という。）により貸付額を見直し、それ以後に貸付金を必要以上に交付することがないようにするとともに、新制度による給付相当額の償還を求めるための手続きを行うこととする。

(ウ) 新制度による給付金相当額の計算

新制度による給付相当額の具体的な計算方法は、就学支度資金については、貸し付けた全額が新制度調整後限度額を下回る場合に、修学資金については該当する月分として貸し付けた額が新制度調整後限度額を下回る場合に、貸し付けた額から新制度調整後限度額を控除して算出することとする。

(エ) 認定通知の提出と報告

新制度の申請済み又は申請予定である場合に、想定される所定の限度額から新制度による減免又は給付型奨学金の額を控除した限度額を超えて貸付けを行った場合に、貸付けを受けた者は、新制度による支援の決定後、大学等又は日本学生支援機構が発出する認定通知の提

出により速やかに報告し、また、支援の廃止又は中断など支援の状況の変更が生じた場合にも報告すること。

(ウ) 修学資金の貸付限度額の見直しに伴う貸付額の変更

修学資金の貸付交付決定額が新制度調整後限度額を超えている場合で未交付分の貸付金がある場合には、借受人に規則第9条に定める減額申出書を提出させ、新制度調整後限度額以内の貸付額とすることとする。

(カ) 償還手続きについて

授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われ、償還が必要となった場合には、借受人等に対して一括払い又は分割払いで償還を速やかに行うよう求めること。

(11) 結婚資金

本資金は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が扶養している児童等が婚姻するに際し必要とする挙式披露宴等のための経費、家具什器等の購入費について母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦等が負担する経費に充てるためのものとする。

(12) 臨時児童扶養等資金

ア 貸付けの対象者は次の要件のいずれにも該当する場合又は次の要件のいずれにも該当する者に扶養される法附則第3条第1項に規定する父母のない児童に対しても貸付けるものとする。

(ア) 令和元年7月31日までに児童扶養手当法第6条第1項の規定による認定請求をした者であること。

(イ) 貸付申請の際現に児童扶養手当の支給を受けている者であること。

(ウ) 令和元年8月分の児童扶養手当の額が、同年11月分の児童扶養手当の額に相当する額未満であること。

イ 貸付限度額について

令和元年11月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額が同年10月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額を控除した額を超えることができない。

ウ 貸付期間について

令和元年11月1日から令和2年1月31日まで

(貸付審査会の開催)

第5条 規則第2条第1項、第2条第2項、第2条の2第1項、第2条の2第2項、第3条第1項及び第3条第2項の規定の貸付けの申請を受けたときは必ず貸付審査会を開催し、貸付けの適否及び貸付額について審査することとする。

2 貸付審査会はこども家庭支援課長、同課長補佐、女性・ひとり親家庭支援係長、事務担当者及び母子・父子自立支援員により構成する。

(貸付けの決定)

第6条 貸付けの決定は、市長が行うものとする。

2 市長は、貸付けの決定を行ったときは母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定通知書（第4号様式）を申請者に交付することとする。

3 市長は、貸付けを行わないと決定したときは申請者に対し不承認となった理由を説明し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書（第5号様式）を交付することとする。

(資金の交付)

第7条 資金の交付は郡山市指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）を振込銀行として、財務規則第68条に基づく口座振替の方法により行うものとする。

2 資金の支払いは、市長がその都度定める。

3 継続資金の貸付けを受けている者が他の市町村の区域に住所を変更したときであっても、当該資金の貸付けを継続して行うものとする。

（継続貸付け）

第8条 規則第7条の規定による母子・父子・寡婦福祉資金貸付継続申請書が提出されたときは、市長は、政令第5条、第31条の3又は第33条の規定に該当するかを確認し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付継続決定通知書（第6号様式）により、当該申請者等に通知するものとする。

（継続資金の増額貸付け）

第9条 規則第8条の規定により継続資金の交付を増額決定又は不承認決定したときは、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金増額決定通知書（第7号様式）又は母子・父子・寡婦福祉資金貸付金増額不承認決定通知書（第8号様式）により、当該申請者等に通知するものとする。

2 市長は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金増額決定通知書により当該届出者等に通知したときは、増額貸付後の借用契約書を徴すこととする。このときは、先に提出された借用契約書は返還するものとする。

（貸付けの辞退又は減額）

第10条 規則第9条の規定による母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退申出書又は母子・父子・寡婦福祉資金貸付金減額申出書を受理したときは、実態を調査すること。その結果、辞退又は減額することが適当と認めたときは母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退承認通知書（第9号様式）または母子・父子・寡婦福祉資金貸付金減額承認通知書（第10号様式）により借受人に通知すること。また、減額貸付け後は速やかに母子・父子・寡婦福祉資金借用契約書を徴すこととする。

2 貸付けを辞退した借受人の貸付金の償還は、辞退の日の属する月の翌月から6月の据置期間を経過した月から開始することとする。

（貸付けの停止）

第11条 規則第11条の規定による届出により貸付けを停止したときは、母子・父子・寡婦貸付停止決定通知書（第11号様式）により当該借受人に通知するものとする。

2 継続資金の貸付けを停止したときは、停止の日の属する月の翌月から6月間の据置期間において償還させることとする。

（据置期間の延長）

第12条 規則第12条の規定により据置期間の延長を決定又は不承認決定したときは、母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長承認決定通知書（第12号様式）又は母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長不承認決定通知書（第13号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（償還の方法）

第13条 貸付金の償還は規則第5条の規定により提出された借用書に記載された条件によるものとする。

2 償還金の納入方法は財務規則第102条に基づくものとする。

3 償還金の充当順は利子、元金の順によるものとする。

4 規則第13条の規定による償還方法変更の申出があったときは、その償還方法の可否を確認し、償還方法の変更を認めるときは母子・父子・寡婦福祉資金償還方法変更承認決定通知書（第14号

様式)により、当該申出者に通知するものとする。

(繰上償還)

第14条 規則第14条の規定による繰上償還の申出があったときは、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 利子のある償還金について据置期間中に申出があったときは、元金のみ徴収するものとする。また、償還期間中のものについては、未調定元金と前回の納入期限の翌日(初回の納入期限到来前のときは据置期間を経過した日)から繰上償還をする日までの期間の利子を徴収するものとする。

(2) 繰上償還にかかる利子の計算は次の方法によることとする。なお、利率は規則第5条の規定により提出された借用書に記載された利率とする。

残元金×利率×(前回償還の納入期限の翌日から今回償還した日までの日数)÷365

(3) 一部繰上償還の申出があったときは繰上後の残額につき元利均等償還を原則として、償還期日を順次繰上げるものとする。

(一時償還)

第15条 政令第16条(政令第31条の7、第38条、政令附則第7条第9項及び政令附則第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定に該当し、一時償還させることが適当であると認められたときは、その事実を調査確認のうえ母子・父子・寡婦福祉資金一時償還請求書(第15号様式)により貸付金の全部又は一部につき、一時償還の請求を行うものとする。

なお、一時償還をすべき償還金を納期日までに支払わなかった場合は、違約金を徴収するものとする。

(違約金の徴収)

第16条 政令第17条の規定により違約金を徴収するものとする。ただし、その額は1件につき100円以上の場合に徴収するものとする。また、違約金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て徴収するものとする。

2 違約金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる債権の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその債権の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 違約金を徴収する場合において、徴収した金額がその違約金の額の計算の基礎となる債権の額に達するまでは、その徴収した金額は、まずその計算の基礎となる債権に充てるものとする。

(違約金の徴収免除)

第17条 政令第17条ただし書(政令第31条の7、第38条、政令附則第7条第9項及び政令附則第8条第3項において準用する場合を含む。)に定める災害その他やむを得ない理由は次の各号に該当する場合とする。

(1) 借受人が災害又は盗難にあい、元利金を支払期日までに支払うことができなかったと認められるとき。

(2) 借受人又はその家族が疾病にかかり、若しくは負傷のために元利金を支払期日までに支払うことができなかったと認められるとき。

(3) 借受人が生活保護法(昭和24年法律第144号)の被保護者であって、元利金を支払期日までに支払うことができなかったと認められるとき。

(4) 借受人が誠意をもって事業を行ったにもかかわらず、その事業が失敗し又は不振となり、

元利金を支払期日までに支払うことができなかつたと認められるとき。

(5) 借受人が元利金の支払能力がなくなつたため連帯保証人又は関係者が借受人に代わつて元利金の支払いをしたが、そのうえ違約金を徴収することが不可能であると認められるとき。

(6) 世帯の生計を維持するための主たる収入を得る者が失業等により生計の維持が困難になつたと認められるとき。

(7) その他支払期日までに支払うことができなかつた正当な理由があると認められるとき。

2 借受人、連帯借受人又は連帯保証人が違約金の徴収免除を申請しようとするときは、母子・父子・寡婦福祉資金違約金徴収免除申請書（第16号様式）に、支払期日に支払わないことにつき災害その他やむを得ない理由があることを証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の違約金徴収免除申請に際しては次の各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 借受人が災害又は盗難にあい、元利金を支払期日までに支払うことができなかつたと認められるとき。支払期日当時の市区町村長発行の罹災証明書又は被災証明書又は警察署の盗難届証明書の写し

(2) 借受人又はその家族が疾病にかかり、若しくは負傷のために元利金を支払期日までに支払うことができなかつたと認められるとき。支払期日当時のお薬手帳又は薬剤情報提供文書の写し

(3) 借受人が生活保護法（昭和24年法律第 144号）の被保護者であつて、元利金を支払期日までに支払うことができなかつたと認められるとき。支払期日当時の期間を含む福祉事務所長発行の生活保護受給証明書の写し

(4) 借受人が誠意をもって事業を行つたにもかかわらず、その事業が失敗し又は不振となり、元利金を支払期日までに支払うことができなかつたと認められるとき。支払期日の属する年の借受人の所得課税証明書で市区町村民税の金額が0円であるものの写し

(5) 借受人が元利金の支払能力がなくなつたため連帯保証人又は関係者が借受人に代わつて元利金の支払いをしたが、そのうえ違約金を徴収することが不可能であると認められるとき。借受人に代わつて元利金を償還した連帯保証人又は関係者の直近の年度の所得課税証明書で市区町村民税の金額が0円であるものの写し

(6) 世帯の生計を維持するための主たる収入を得る者が失業等により生計の維持が困難になつたと認められるとき。支払期日の属する年の世帯の生計を維持するための主たる収入を得る者の所得課税証明書で市区町村民税の金額が0円であるものの写し

(7) その他支払期日までに支払うことができなかつた正当な理由があると認められるとき。借受人の責に帰さない理由には不要であるが、借受人の責に帰する場合は、理由を証する書類の写し等

(8) 前各号に規定する添付書類を、発行可能な期間を経過した等の事情により提出できない場合は、第1号から第5号まで及び第7号は、借受人の直近の年度の所得課税証明書で市区町村民税の金額が0円であるものの写しを提出することで、第6号は世帯の生計を維持するための主たる収入を得る者の直近の年度の所得課税証明書で市区町村民税の金額が0円であるものの写しを提出することで代えることができる。

4 第2項の規定により違約金の徴収免除を決定又は不承認決定したときは、母子・父子・寡婦福祉資金違約金徴収免除決定通知書（第17号様式）又は母子・父子・寡婦福祉資金違約金徴収免除不承認決定通知書（第18号様式）により、当該申請者等に通知するものとする。

(償還金支払猶予)

第18条 政令第19条(政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)及び政令附則第7条第7項(政令附則第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき規則第15条に規定した支払を猶予する期間は、次の各号に定めるものとする。

(1) 政令第19条第1項第1号の規定に該当する場合の期間は、1年以内とし、その期間が経した後も更にその事由が継続し、特に支払猶予の必要があるときは、あらためて再申請により猶予することができる。

(2) 政令第19条第1項第2号の規定に該当する場合の期間は、その者が就学、修業期間中、次に掲げるところに従いあらかじめ猶予することができる。

ア 現に中学校、高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校に就学している者については、その者が当該学校に就学した日の属する月から当該学校を卒業する日の属する月までの期間

イ 現に修業資金の貸付けを受けて知識技能を習得中の者については、その知識技能の習得を受けた日の属する月から、それを修了する日の属する月までの期間

ウ 前各号に規定する期間中に支払猶予を受けている者が死亡又は退学したときは、その日の属する月の翌月から支払猶予を中止すること。

2 規則第15条の規定により支払猶予の承認又は不承認を決定したときは、母子・父子寡婦福祉資金償還金支払猶予決定通知書(第19号様式)又は母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予不承認決定通知書(第20号様式)により当該申請者等に通知するものとする。

3 償還金支払猶予の申請に際しては、次の各号のいずれかの書類を添付するものとする。

(1) 医師の診断書

(2) 警察署長の発行する盗難証明書

(3) 消防署長の発行する罹災証明書

(4) 在学証明書又は在籍証明書

(5) その他償還金を支払うことが困難な事実を証する書類

(償還の免除)

第19条 規則第16条の規定による当該貸付金を償還することができない事由を証する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 借受人の死亡の事実を証する書類

(2) 精神若しくは身体に著しい障害を受けたため労働能力の喪失又は労働能力に著しい制限を及ぼすことを証する医師の診断書

(3) 相続人、連帯借受人及び連帯保証人が償還する能力のないことを証する書類

2 規則第16条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し、郡山市地方社会福祉審議会の意見を聞き、かつ市議会の議決を経て当該貸付金の償還未済額の全部又は一部を免除することを決定するものとする。

3 前項により、償還金の免除を決定したときは母子・父子・寡婦福祉資金償還免除決定通知書(第21号様式)により、免除しないと決定したときは母子・父子・寡婦福祉資金償還免除不承認決定通知書(第22号様式)により当該申請者等に通知するものとする。

(臨時児童扶養等資金の一部の償還の免除)

第19条の2 条例第2条に定める臨時児童扶養等資金の償還未済額の一部の償還免除は、次のいず

れかに該当するときに行うことができる。

- (1) 借受人死亡し、貸付金の償還ができなくなると認められるとき。
- (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受け、労働能力に著しい制限を生じる程度（地方税法施行令第7条の15の7に規定する特別障害者の範囲）であるために償還ができなくなると認められるとき。
- (3) 臨時児童扶養等資金の償還日において、借受人の所得が規則第16条の3に定める児童扶養手当の全額支給水準未満であるために償還ができなくなると認められるとき。

2 規則第16条の2の規定による臨時児童扶養等資金貸付金を償還することができない事由を証する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 借受人の死亡の事実を証する書類
- (2) 精神若しくは身体に著しい障害を受けたため労働能力の喪失又は労働能力に著しい制限を及ぼすことを証する医師の診断書
- (3) 所得の状況による申請の場合 前年（当該申請があった日（以下「申請日」という。）の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）の所得課税証明書

3 規則第16条の2の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付金の償還金の一部の免除の承認又は不承認を決定し、その旨を臨時児童扶養等資金一部償還免除承認（不承認）通知書（第22号様式の2）により申請者に交付することとする。

（時効及び時効の更新）

第20条 母子及び父子並びに寡婦福祉資金は私法上の債権であるから、その消滅時効は民法第166条第1項第1号が適用され5年間であること。ただし、貸付決定が令和2年3月31日以前のものについては、10年間であること。

- 2 償還金の時効については1回の償還金ごとに適用されるものとする。
- 3 時効の起算点は納入通知書の納期限が到来した日とし、第1回の督促状発行の日又は内金納入の日をもって時効が更新され、更新の日より再び起算されるものとする。
- 4 督促状による時効更新の効果は、初回のものに限られ、第2回以降は、催告の効果しかないものであることとする。

（償還の完了）

第21条 償還は元金、利子及び違約金を完済することにより完了する。

2 借受人等が償還を完了したときは、借用書を返送することとする。

（借受人が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務）

第22条 民法第458条の3の定めにより、借受人が期限の利益を喪失したときは、連帯保証人に対してその利益を知った時から2か月以内に、その旨の通知を送付することとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の様式の規定により作成されている用紙は、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年9月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年5月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。